

PCB 廃棄物の適正な保管等に係る今後の対策について

PCB 廃棄物特別措置法において、保管事業者は PCB 廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理する責務を負っているとともに（同法第 3 条）、保管及び処分の状況を、毎年、都道府県市に届け出なければならない（同法第 8 条）。

保管事業者は、都道府県市の指導等に従い、PCB 廃棄物の適正に保管すること、安全な収集・運搬が確保されるようにすること、計画的な処分をすること等が PCB 廃棄物処理基本計画に定められている。

また、都道府県市は、保管事業者の PCB 廃棄物の保管の状態を把握するとともに、保管事業者及び収集・運搬事業者への適切な指導監督に努めること等が PCB 廃棄物処理基本計画に定められている。

このような保管事業者等の責務等も踏まえたうえで、PCB 廃棄物の適正な保管等に係る今後の対策について以下の方向で検討を行う。

1. 適正保管に関する理解の増進

保管事業者の適正保管に関する理解の増進を図るための取組について検討する。

（施策の例）

- ① 都道府県市は、あらゆる機会をとらえて保管事業者に対して情報提供を行う。例えば、
 - ・立入検査のとき
 - ・初めて届出がなされたとき
 - ・保管届出のお知らせを行うとき
- ② 環境省は、適正な保管方法をわかりやすく説明した普及啓発のための資料を作成する。

2. 都道府県市の保管事業者への指導の徹底

（1）保管状況の把握

都道府県市が、保管事業者に対して指導を行うためには、まず、保管状況（台数、機器の状態等）の把握を行うことが必要である。

都道府県市においては、保管事業者に PCB 廃棄物特別措置法第 8 条に基づく保管状況等の届出を确实に行うことを徹底させた上で、その内容をきちんと把握することが求められる。

(施策の例)

- ① 都道府県市は、保管事業者が PCB 廃棄物特別措置法第 8 条に基づく届出を確実に行うよう指導する。
- ② 都道府県市は、第 8 条に基づく届出の内容について、保管状況に変化がないか把握する。(保管台数に変化がある場合は、処理がなされたことを確認する)
- ③ 電気関係報告規則に基づき、電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、PCB を含有する絶縁油を使用する電気工作物を廃止した場合に、産業保安監督部等に届出を行うこととなっている。都道府県市においては、この届出を行った事業者が、確実に PCB 廃棄物特別措置法第 8 条に基づく届出をしているか確認する。
- ④ PCB 廃棄物特別措置法第 8 条の届出様式について、適正な保管・処分を確保するため、把握すべき内容が他にあるか検討し、必要な事項を追加する。

(2) 立入検査の計画的・効果的な実施

保管期間が長期間に及んでいることから、機器の老朽化が進んでいる。また、事業の廃止や事業場の移転、担当者の交代等が原因となり適正保管が継続されないおそれがある。このため、都道府県市は、効果的な立入検査を行うことにより、適正な保管を確保する。

(施策の例)

- ① 計画的・効果的な立入検査の実施
 - PCB 廃棄物特別措置法第 8 条の届出の内容により、破損・漏えいしている機器を把握し、重点的に立入検査を実施
 - 事業の廃止、事業場の移転、建物の売却があった場合などは、重点的に立入検査を実施
 - その他の事業所についても、3 年に 1 回程度の計画的な立入検査を実施
- ② 立入検査を行った際、保管方法に加え、機器の腐食状況などを確認し、漏えいのおそれがないか点検し、適切な指導・助言を行う。
 - 破損・漏えいにより、機器の補修や密閉容器での保管が必要な場合は、環境汚染の防止を確実に図るための指導・助言を行う。
- ③ 環境省は、都道府県市に対して、適正な保管のあり方や、漏えい防止対策（保管場所での補修等）について、技術的な助言を行う。

3. 紛失・不適正処理の防止

事業場の移転や、事業の廃止・統合などの際に、PCB 廃棄物が紛失する事例がある。これを防止するための施策について検討する。

(施策の例)

- ① 都道府県市は、保管事業者への立入検査の際に以下の点にも留意する。
 - トランス等の機器や安定器の保管容器等にPCB 廃棄物であることのラベルの貼付を行うことなどにより、誤廃棄等を防ぐための措置が講じられていること。
 - 保管場所を施錠することなどにより不特定の者が立ち入ることができないような措置が講じられていること。
- ② 都道府県市において、建築部局と連携を図ることなどにより、保管事業場における建屋の解体等がされることについてあらかじめ把握した上で、解体後にも適正にPCB 廃棄物が保管されていることについて確認するなど、解体時における紛失や誤廃棄の防止に努める。
- ③ 都道府県市において、金属くず等を有価で回収している事業者に対しても、法令によるPCB 廃棄物に係る規制について周知するなど、電気機器が金属くず等として回収されないよう、関係者に対する啓発等に努める。

4. 未届出者の掘り起こし

PCB 廃棄物を保有している事業者の中に、PCB 廃棄物特別措置法第8条に基づき届出をしていない者がいる。(届出をしない者、虚偽の届出をした者に対しては罰則規定あり)

これらの者に確実に届出を出させるための施策について検討する。

(施策の例)

- ① 北九州市における取組のように、届出をしていない事業者の掘り起こし作業を行う必要がある。(このほか、雇用対策事業を活用している事例がある。)
- ② 各種の事業者団体を通じて、PCB 廃棄物を保有している者が確実に届出を行うよう呼びかける。

5. 処理委託の促進

PCB 廃棄物特別措置法第8条の届出をしている事業者の中に、JESCOに登録していない者がいる。(JESCOは、計画的・効率的な処理を進めるため、処理の受託に先立ち、機器の登録手続きを設けている。)

年金生活者等の費用の捻出が困難な者がおり、これらの者が適正に処理委託を促すことが必要。

(施策の例)

- ① 都道府県市は、保管事業者としての処理責任について周知を図る。
- ② JESCO への登録について、JESCO と都道府県市が連携して、登録を促進する。
- ③ 国と都道府県が協力して造成している PCB 廃棄物処理基金による中小企業者等への処理費の軽減^(※)を引き続き行う。

※ 国と都道府県が協調して基金(PCB 廃棄物処理基金)を造成している。
これにより、中小企業者等の処理費の7割が軽減される。

6. 使用中機器の対策

PCB を含む電気機器を使用している事業者がいる。機器を使用中の段階においては、電気保安関係に携わる者等の役割が期待される。

(施策の例)

- ① 特に高濃度の PCB を含む機器は、JESCO の操業期間に確実に処理される必要がある。JESCO としても、処理期間の終了に近づくにつれて、どのような処理対象物が、何台程度残っているのかを確実に把握することが必要となる。このため、環境省は、都道府県市、経済産業省や事業者団体と連携し、少なくとも高濃度の使用中機器について、どこに何台あるのか把握に努める。
- ② PCB を含む使用中の機器を保有している事業者について、使用が終わるタイミングで、PCB 廃棄物特別措置法第8条に基づく届出が必要であることを周知させることができれば、当該届出が円滑になされる。そのため、環境省は、電気機器の使用を終えた者に、PCB 廃棄物の適正処理に関する情報が届くよう、都道府県市、経済産業省や事業者団体等と連携した取組を検討する。

7. 機器の解体

PCB を含む機器を処理施設に持ち込む前に解体する事例が報告されている。PCB は常温でも相当量揮発することがわかってきているため、解体せずに処分場に持ち込むことが望ましい。解体を行う場合には、PCB の飛散や揮散により周辺への影響がないように行われることを確保することが必要。

(施策の例)

- ① PCB を含む機器の解体について、廃棄物処理法上、取扱を明確にし、適正な取扱をルール化することにより、PCB の飛散・揮散による周辺への影響の防止を図ることについて検討する。

8. 震災対策

震災による保管場所での PCB 廃棄物への影響の低減を図るための施策について検討する。

(施策の例)

- ① 東日本大震災における PCB 保管場所での状況を踏まえ、保管方法に関する留意事項について関係者に周知し、より適切な保管を確保する。
- ② JESCO と都道府県市においては、津波想定地域に保管されている PCB 廃棄物の処理を優先的に行うことができないか検討する。

9. 収集・運搬における漏えい防止

環境省が作成した PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインに基づき収集・運搬の作業が行われているが、必ずしも本ガイドラインに基づく作業が徹底されていない場合があるという報告がある。

(施策の例)

収集・運搬事業者におけるガイドラインの理解の状況等について実態を把握する。都道府県市は必要な指導を行う。